

職域における肝炎検査に関する諸問題の解決と両立支援ガイドの作成

研究分担者：立道 昌幸 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 教授
研究協力者：古屋 博行 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 准教授
研究協力者：深井 航太 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学 講師

研究要旨：昨年度までの2年間にて、職域での実際の肝炎検査実施率と陽性率を約1000万人の労働者にて明らかにした。その結果、実施率が職域で5%程度であることが判明し、まだ10-20万人の肝炎陽性の労働者がいることが明らかになった。そこで今年度は、肝炎検査をさらに推進できるように、又、平成31年度の労働安全衛生法改正（健康情報取り扱い規定、104条の新設）を踏まえて、職域で肝炎検査する場合の同意の取り方、情報管理のあり方、検査後のフォローとともに、肝炎治療、肝がん治療時の仕事との両立支援についてのコンセンサス形成を行った。その結果をまとめて、HP作成を行い「働く人の肝炎検査と治療ガイド」として公開した。また、職域での肝炎検査促進に対しては、産業医、産業保健スタッフへの理解が不可欠になるため、産業衛生学会との連携を行った。その後、産業医への聞き取り調査から、肝炎検査をウイルス検査という位置づけで単独実施することには、事業所においては抵抗がある点を指摘され、がん対策の一環として肝炎検査を位置づけ、がん予防、がん検診の枠組みの中で実施することが、戦略として受け入れやすいという結論に至った。しかし一方で、これまで職域では、脳血管疾患、メンタル疾患を主な予防対象としており、がん検診等、がん対策については、推進してこなかった経緯があった。そのため、職域でがん対策をいかに進めるかのワーキンググループの結果をとりまとめ報告書を学会に提出した。これらは理事会で承認され、職域でもがん検診を推進していく方向性が得られてことから、職域での総合的がん対策の一環として、肝炎検査を実施するスキームを構築することとした。

A. 研究目的

職域での肝炎検査をどのように実施するかは、H26-H28 是永班にて、分担研究者であった産業医大の川波祥子先生が作成されたHP「肝炎セキュリティ」にまとめられ、公開されていた。

職域での肝炎検査については、肝炎という病気が感染症であり、他者への感染の可能性があるという点において、差別や不当な扱いを職場で受ける可能性が指摘されていて、特に、事業主も肝炎であることを理由に採用を控えるなどの不利益が生ずる可能性があり、入社時健診での実施について問題を指摘されている。

また、H31年4月に労働安全衛生法に新104条が加わり、健康情報に関する社内規定

を作成することが義務づけられた。そのため、職域での肝炎検査後の情報管理のあり方、検査陽性社員へのアプローチ、検査同意の取り方、実施方法について、肝炎セキュリティを up data する形で再度確認作業を行った。また、検査後の適切なフォローアップの仕方、治療する場合の両立支援の仕方、さらに病態が進んだ肝がん治療の場合の両立支援についてのガイド作成し、肝炎検査から治療までシームレスに促進することを目的とした。

B. 研究方法

1) 肝炎検査情報の取り扱い

H31年4月に労働安全衛生法に新104条が加わり、健康情報に関する社内規

定を作成することが義務づけられた。これに伴い、肝炎検査等の安衛法上の法定外項目の取り扱いについて、また、同意の取り方について産業衛生学会専門医レベルの産業医間で協議した。

- 2) 日本肝臓学会 日本産業衛生学会連携フォーラムの開催により、産業衛生学会として肝炎検査ウイルス検査に関する理解を深めた。
- 3) 各肝臓専門医に、肝がん治療、栓塞術、ラジオ波焼却術、手術、分子標的薬における治療法の標準的経過と副作用、病態調査を行い、必要とされる就業上の配慮について臨床的見解を収集した。
- 4) 肝炎治療においても、同様に経口薬、インターフェロン治療の標準的経過を肝臓専門医から意見集取して、就業上の配慮について意見収集を行った。

C. 研究結果

- 1) 肝炎検査実施する場合
検査実施に関しては、
検査の目的の周知、徹底
結果が社内の誰まで知らされるのか明らかにすること
結果は、医療職のみが取り扱うこと
職域で肝炎実施する場合は、必ずオプトインでの自らの参加表明をする同意を必要とする。オプトアウトの同意は不適とする。
検査陽性の場合、医療職より専門医を紹介する案内が届くことを含めて同意を得ること(陽性者を放置しない)
相談窓口の設置をすることが必要であることを確認した。
- 2) 肝臓専門医 産業衛生学会フォーラムの開催を通じて、産業衛生学会としても肝炎検査について、今一度考慮する機会を得ることができた。

また、今後職域で肝炎検査を拡大するには、肝炎検査として単独で実施することについては職域も抵抗感があり、がん対策の一環として、がん予防の観点からの実施が受け入れやすいことが指摘された。

がん検診も職域での実施の重要性が示され、H30年に「職域でのがん検診に関するマニュアル」が出されたが、これについて、産業衛生学会から指示を受けて、産業保健としてのがん対策の取り組みについてワーキングを立ち上げ協議した。この報告書を作成して、広く公開した。

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/406/CancerscreeningWGREport.pdf>

この中で、一次予防を総合的に捉えて推進することで合意を得た。

- 3) 肝がん治療、肝炎治療それぞれについて、標準的な経過をたどった場合の、副作用の出現時期、就業上の問題点を整理し、HP上でまとめ、「働く人の肝炎検査と治療ガイド」して公開した。
<http://kanen5.med.u-tokai.ac.jp/>

D. 考察

これまで、職域における肝炎検査については、様々な課題があった。特に健康情報取り扱いの部分で課題があったが、104条の制定もあり、これまで扱いに苦慮してきた部分が整理された。

特にこの課題が推進できたのは、ストレスチェック制度において、産業医、看護職等医療職のみがストレスチェックの個人情報にアクセスできる仕組みになったことで、これと肝炎検査結果を同等の扱いとすることで整理できた。しかし、50人未満の事業所では、ストレスチェック自体が実施されていないので、この労働者へのアクセスは

協会健保での支援となる。

これまで、職域では、がん対策を積極的には扱ってこなかった経緯があるものの、H30年に厚労省から、がん検診に関するマニュアルが出たことから、関心が高まっている。その中で、このマニュアルを産業保健職がどのように受けとめるべきかのワーキングが開催され、議長として産業保健職、産業医、看護職が積極的に関わるべきであるという報告書を取りまとめた。今後、肝炎検査を肝がんの一次予防という位置づけで展開することにより、よりスムーズに職域での肝炎検査が実施できる可能性を示した。

「働く人の肝炎検査と治療ガイド」では、これまでの、職域での検査に関わること、治療に関すること、両立支援に関することを全て網羅した形でHP作成を行った。ただ、今後、これをさらに多く利用できるものにするには、各方面の意見を取り入れブラッシュアップする必要がある。

E. 結論

3年間の研究期間のまとめとして、労働者全体において肝炎検査が実施されているのは5%程度であり、陽性率からまだ、10-20万人の肝炎ウイルス検査陽性者がいると推察された。そこで、今年度は、さらに職域での肝炎検査を推進できるように、安衛法改正に合わせて、職域で肝炎検査を実施する場合の課題、特に同意方法、情報管理、健康情報取扱者、本人への連絡、陽性の場合の医療機関への連携等について明確にした。また、肝炎治療、肝がん治療と仕事と両立支援するためのガイドを作成し、普及させるためにHPを作成した。

F. 政策提言および実務活動

< 政策提言 >

職域での肝炎検査、特に情報管理に関する諸問題を明確にしたが、検査促進のためには、肝炎検査との目的だけでは、事業所としては実施しにくい面もあるため、職域でのがん対策の一環として、がんの一次予防の位置づけで肝炎検査実施を呼びかけるのが適正であることを提言する。

< 実務活動 >

産業保健領域の専門家として、特にがんの一次予防として肝炎対策活動に取り組み、会社の社員向けの教育活動を実践してきた。(今年度は、電気機器関連会社3社の従業員、産業医向けに実施した)

神奈川産業保健総合支援センター 相談員として、「両立支援」に関する産業医研修会を実施している。(肝疾患から始める両立支援)

肝炎検査をがんの一次予防の位置づけとして定着させため、まずは職域でのがん対策を産業保健に浸透させることに注力した。産業衛生学会に対して、産業保健職からの視点で「職域におけるがん検診マニュアル」の効果的な運用を検討するワーキンググループの議長として報告書2019年9月12日を提出した。

G. 研究発表

1. 発表論文

現在投稿中

2. 学会発表

第92回日本業衛生学会総会

2019年5月24日 於：名古屋国際会議場
シンポジウム13

「職場におけるがん検診を考える」企画
シンポジスト

シンポジウム10

「治療と就労の両立支援」未来の形
シンポジスト

3. その他

啓発活動

- * 日本医学会連合 加盟学会連携フォーラム治療と仕事の両立支援とは？

肝疾患からできること

2019年6月1日

於：京王プラザホテルコンコードA

- * 茨城県の就労支援を考えるワークショップ肝疾患患者の就労支援モデルとして職場における慢性肝疾患患者への対応（茨城県産業保健総合支援センター、後援、茨城県）茨城県県南生涯学習センター

2020年1月17日

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

HPの一部を提示する。

<http://kanen5.med.u-tokai.ac.jp/index.html>

仕事と治療の「両立支援」のための
働く人の肝炎検査と治療ガイド

働きながら
肝炎を治す
早期発見が肝心！
肝炎は治る病気です



メニュー

社員の健康を守る
会社の担当者へ
肝炎検査の実施と
同意の取り方や情報の扱い

治療を受ける
社員の方へ
肝炎になったらすべきこと
支援制度や相談窓口について

社員・上司・主治医の方向け
仕事と治療
両立支援の仕組みと
復職時に配慮すること

一生に一回、肝炎ウイルス検査をする機会を提供しよう！

肝炎検査を実施する3つの方法

肝炎検査を実施するには3つの方法があり、それぞれの会社に適した方法で行いましょう。

実施の流れや社員への同意の取り方が違います！

クリックするとマニュアルが表示されますので参考にしてください。

マニュアル **1**

会社独自に行う



詳しくはこちら

マニュアル **2**

健康保険組合と連携



詳しくはこちら

マニュアル **3**

自治体の検診を活用



詳しくはこちら

会社が留意すること

社員の肝炎検査や、治療と仕事の両立支援にあたって、事業者は「個人情報の扱い」と「安全配慮義務」に配慮する必要があります

人事労務担当者や上司は、健康情報などの個人情報の取り扱いに注意が求められます。病気や治療の状況などの情報開示については、必ず本人の意向を確認しましょう。また、肝炎検査や治療を受ける社員をサポートする上司や同僚に対する支援も必要です。また、社員が安全で健康に働けるように配慮することを定めた安全配慮義務にも留意しましょう。

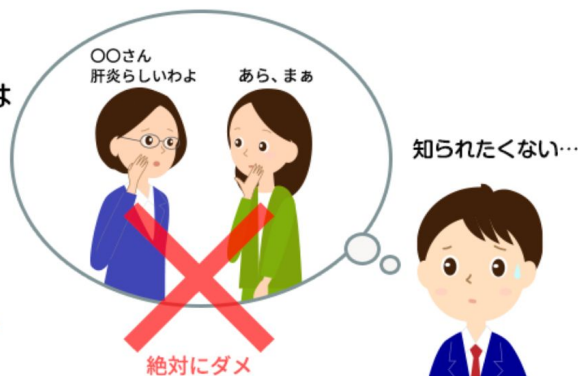
プライバシー
保護

安全配慮
義務

プライバシー保護

肝炎に感染している社員がいることが明らかになった場合に、会社が最も留意しなければならないのは、社員のプライバシーへの配慮です。肝炎については、残念ながら偏見があるのが実情です。会社が社員から収集する情報は必要最低限にとどめるようにすると同時に、社内での当該情報を知る範囲についても、本人同意の上、最低限の範囲に限定される必要があります。

＼ご安心ください！／
他の社員が知ることは
絶対にありません



知られたくない…

絶対にダメ

会社の担当者へ

ホーム > 会社の担当者へ > 検査実施マニュアル①会社が独自で実施

検査実施マニュアル① 会社が独自で実施

会社の健康診断時に追加項目として実施する方法です。

産業医や保健師などの医療職がいる場合は、「検査結果を職性者の受診勧奨等の健康管理にのみ利用すること」を（安全）衛生委員会で提示して同意を取ります。（[同意の取り方](#)）

医療職がない場合は、「結果は本人のみに通知されること」を（安全）衛生委員会等や社内に通知できる会議で提示して同意をとります。医療職以外は、結果を見ることができません。



① 実施することを決める

肝炎ウイルス検査は法律で実施が義務づけられている検査ではありませんので、会社で検査を実施することについて、（安全）衛生委員会などで労使間の話し合いの機会を持ち、会社全体の合意を得て実施しましょう。その際、検査を受けない自由があることも説明しておきましょう。



[ページトップへ▲](#)

② 実施内容を決める

社員の健康を守る 会社の担当者へ

会社の担当者へ

検査実施マニュアル

- ① 会社が独自で実施
- ② 健康保険組合と連携
- ③ 自治体の検診を活用

- 会社が留意すること
- 肝炎の社員への対応
- 成功事例

肝炎について
知っておきたいこと

肝炎検査を受ける 社員の方へ

- 社員の方へ
- 会社の相談窓口
- 公共の相談窓口と助成

社員・上司・主治医の方向け 仕事と治療


- 仕事と治療
- 両立支援の流れ

肝炎治療

- ① 0型肝炎治療-1

③ 社員の同意を取る

検査の実施にあたっては、健保組合が提供するオプション検査であっても社員がウイルス性肝炎について正しく理解し、検査の重要性を認識できるよう十分な説明を行うことが必要です。検査を実施することについては全体に対して周知し、検査対象の社員に対してはより詳細な説明を行います。



肝炎検査を
実施します

会社全体への周知

検査を実施することについては、（安全）衛生委員会にて審議の後、会社全体に周知します。

【方法】

- 職場の衛生担当者を通じて周知する
- 説明会を開催する
- 社内HPや掲示板を介して周知を図る
- 社内の健康管理規定に記載し、いつでも閲覧可能な状態にする

社員への個別の説明

検査対象の社員に個別に説明を行う必要があります。説明には、以下のような内容が含まれるようにしましょう。

【方法】

- 職場の衛生担当者を通じて周知する
- 説明会を開催する
- 社内HPや掲示板を介して周知を図る
- 社内の健康管理規定に記載し、いつでも閲覧可能な状態にする

【説明内容】

- 検査の目的が本人の健康管理のためであること
- 検査結果の取り扱い
- 本人の費用負担（個人負担がある場合）
- 検査の受検は本人に選択の自由があること
- 検査及び結果についての相談窓口

社員の個別の同意

会社全体の方針として肝炎ウイルス検査を実施することが決まった場合も、社員自身に検査を受けるか否かの意思を確認し、同意を得る必要があります。

同意は、原則文章で得る方法が望ましく、

- 1)書面上に「同意する」「同意しない」の両欄を設け、選択してもらい
 - 2)本人が同意書に署名する
- のが確実です。同意の有無についてはこの方法が最も適切です。

また、同意書を回収する際には、他の人に同意の有無を類推されないような配慮が望まれます。

一方、対象者数が多い場合や、電子的なシステムに組み入れた場合、画面上に、「同意する」「同意しない」の両欄を設け、選択してもらう方法も可能です。

また、問診票に肝炎検査を同意するかどうかの欄を設けて、選択してもらうことでも可能です。

オプトアウト（目的を提示して検査することを拒否する人に申し出てもらう）方法では同意とはみなされません。

同意書

同意する 同意しない

山口太郎

ダウンロード資料

- [肝炎ウイルス検査実施の説明文書の例（PDF）](#)
- [会社が独自で実施する場合の同意書例1：検査結果について医療職が関与しない場合（PDF）](#)
- [会社が独自で実施する場合の同意書例2：結果を健康管理部門が取得する場合の例（PDF）](#)

③ 健康情報取扱い規約の作成

健康情報等の取扱いについて、衛生委員会等の審議を踏まえて一定のルールを策定し、関係者に周知することが重要です。また、情報の漏えいがないよう対策が必要です。

根拠となる法律等

【個人情報の保護に関する法律】（平成15年5月制定、平成17年4月から施行、平成29年改正）

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として本人の同意を得ることとしていますが、要配慮個人情報にあたる健康管理の情報は、オプトアウトの手続き（本人の求めによる第三者への提供停止）が認められていません。

【労働安全衛生法第104条の新設】

健康診断並びに第66条の8第1項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。とあり、事業所毎に適切な情報管理ができるように、健康情報取り扱い規定を策定することが必要になりました。取り扱い規定の手引きは、以下のURLを参照してください。

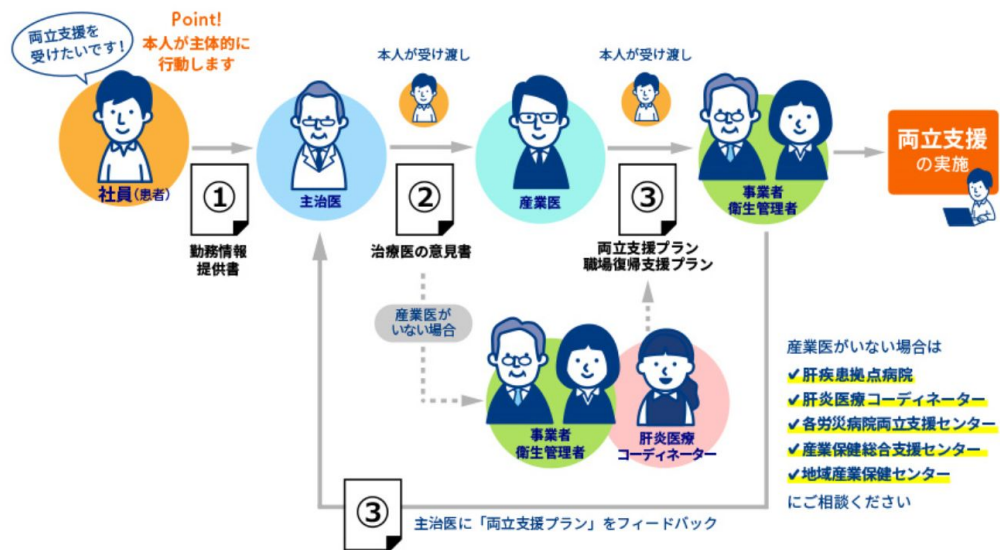
- [事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き（PDF）](#)

仕事と治療 仕事をしながら治療を受けるために

ホーム > 仕事と治療 > 両立支援の流れ

両立支援の流れ

治療しながら両立支援を受ける時



治療を受ける社員の方へ

治療のページに大まかな治療の経過と、就業上の注意点が記載されています。会社に産業医がいるかどうかを確認し、主治医にご自身の仕事の内容と産業医の有無をお伝えください。

主治医の方へ

患者さんから業務内容を聞いて、「意見書」を出してください。大まかな治療経過と配慮する事項や必要な書式がありますので、ダウンロードしてご活用ください。

どんな治療を受けられますか？

大まかな経過と業務上配慮すべきことを紹介しています。治療法をクリックして詳細をご覧ください。

肝炎治療

B型肝炎治療
(核酸アナログ)

B型肝炎治療
(インターフェロン)

C型肝炎治療
(8週投与)

C型肝炎治療
(12週投与)

肝がん治療

TACE
肝動脈化学塞栓療法

RFA
ラジオ波焼灼療法

手術

内服抗がん剤

復職診断チェックシート

病態と就業配慮の目安

仕事と治療 仕事をしながら治療を受けるために

ホーム > 仕事と治療 > 肝炎治療① B型肝炎治療-1 (核酸アナログ)

肝炎治療① B型肝炎治療-1 (核酸アナログ)

B型肝炎の場合は、詳細な検査により様々な方法があります。詳細は、主治医に確認してください。
核酸アナログという薬を用いて、薬の力でHBVの増殖を抑えて肝炎を鎮静化させます。薬を飲んでいる間はHBVのウイルス量は低下し、肝炎は起こりません。バラクルード®、テノゼット®、ヘムリデイ®が使われています。

肝機能異常、副作用がなければ、通常勤務可ですので、特に両立支援も求める必要がない場合もあります。
この点は、主治医と相談ください。

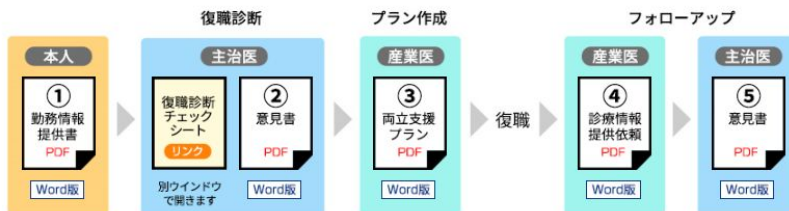
あくまで大体の目安を示しました。
それぞれの病状で異なりますので、具体的な経過や業務上の配慮については主治医・産業医にご相談下さい。

病態と就業配慮の目安 >>



使用する様式

ファイルをダウンロードしてご利用ください。詳細は [両立支援の流れ](#) をご覧ください。



社員・上司・主治医の方向け 仕事と治療

> 仕事と治療

> 両立支援の流れ

肝炎治療

① B型肝炎治療-1

② B型肝炎治療-2

③ C型肝炎治療-1

④ C型肝炎治療-2

肝がん治療

① TACE

② RFA

③ 手術

④ 内服抗がん剤

> 病態と就業配慮の目安

> 復職診断チェックシート

肝炎について
知っておきたいこと

社員の健康を守る 会社の担当者へ

> 会社の担当者へ

検査実施マニュアル

① 会社が独自で実施

② 健康保険組合と連携

③ 自治体の検診を活用

病態と就業配慮

見たい時期のボタンをクリックしてください。

1週目	2週目	3週目
4週目	8週目	12週目
16週目	20週目	24週目

1週目

入院・外来診察・外来治療	外来治療
仕事の可否	可否の検討
出現しうる副作用	全身倦怠感、過敏反応、肝機能異常、発熱、黄疸、浮腫
注意点	外来にて健康状態の確認、就業可能かどうかの判断
日常生活で配慮すべきこと	過労は禁、軽度の運動は可
業務上配慮	両立支援プランの作成、業務配慮（業務開始時は、国内出張、残業禁止が望ましい）
使用する書類	業務内容報告書 、 診療情報提供依頼書 （必要時）、 意見書 、 両立支援プラン

[▲ページトップへ](#)



2週目

入院・外来診察・外来治療	外来診察
仕事の可否	可
出現しうる副作用	全身倦怠感、過敏反応、肝機能異常、発熱、黄疸、浮腫
注意点	外来にて健康状態の確認、就業可能かどうかの判断
日常生活で配慮すべきこと	過労は禁、軽度の運動は可
業務上配慮	軽作業から開始、出張・残業は禁止が望ましい
使用する書類	両立支援プラン

[▲ページトップへ](#)



仕事と治療の「両立支援」のための

働く人の肝炎検査と治療ガイド

肝炎について



会社の担当者へ



社員の方へ



仕事と治療



Q&A



資料・リンク集



仕事と治療 仕事をしながら治療を受けるために

ホーム > 仕事と治療 > 病態と就業配慮の目安

病態と就業配慮の目安

肝機能異常	肝臓に障害を及ぼす業務、有機溶剤などの化学物質を扱う業務、熱中職場、過労を避ける。時間外労働、交替性勤務は禁止するのが望ましい。
全身倦怠感	安全な通勤の可否、通勤配慮の必要性（時間差出勤） 注意力散漫になるため、危険作業は禁（高所作業、重量物、危険化学物質取り扱いなど）軽作業を主とする。交替性勤務は禁止するのが望ましい。 全身倦怠感の主観的尺度として、VAS(visual analog scale)を思い、経過を見ていくことで、業務配慮ができる。（10段階で数値化していくことが重要）
下痢	通勤手段による通勤の可否、通勤配慮の必要性（時間差出勤） 頻回のトイレ利用による職場離脱の可能性を加味した、業務配慮
皮疹様皮膚症状	注意散漫による、危険作業について注意（高所作業、重量物、危険化学物質取り扱いなど）
手足症候群	注意散漫による、危険作業について注意（高所作業、重量物、危険化学物質取り扱いなど） 手足の保温維持、手袋の着用の許可

留意点

主治医としては、副作用や症状について、できるだけ詳細に情報的鏡をお願いします。業務制限や配慮については、産業医がいるかどうかを確認し産業医に配慮事項を決めるようにしてください。

産業医がない場合は、会社の業務内容や制度の確認が必要ですので、肝疾患コーディネーター等を介して、就業における配慮の指示が必要になります。

社員・上司・主治医の方向け
仕事と治療

> 仕事と治療

> 両立支援の流れ

肝炎治療

① B型肝炎治療-1

② B型肝炎治療-2

③ C型肝炎治療-1

④ C型肝炎治療-2

肝がん治療

① TACE

② RFA

③ 手術

④ 内服抗がん剤

> 病態と就業配慮の目安

> 復職診断チェックシート

肝炎について
知っておきたいこと



社員の健康を守る
会社の担当者へ

> 会社の担当者へ

検査実施マニュアル

① 会社が独自で実施

② 健康保険組合と連携

③ 自治体の検診を活用

講演の AGENDA

日本医学会連合 加盟学会連携フォーラム

治療は経口薬なので 仕事は続けられるゾー

肝炎ウイルス検査を受けるゾー

「かんゾーちゃん」
©フォローアップ社

治療と仕事の両立支援とは？ 肝疾患からできること

日時 2019年6月1日(土) 13時～15時 **会場** 京王プラザホテル コンコードA(300名)

対象 医師や企業の産業衛生スタッフ **主催** 日本肝臓学会 **共催** 日本産業衛生学会 (協賛)

開会挨拶	持田 智 (日本肝臓学会常任理事 第15回日本肝臓学会総会 会長 埼玉医科大学 消化器内科・肝臓内科教授)
考査 速報	堀 達哉 (日本肝臓学会理事 国立国際医療研究センター 肝臓・免疫研究センター 研究センター長)
司会	堀 達哉 (日本肝臓学会理事 国立国際医療研究センター 肝臓・免疫研究センター 研究センター長)
第一部 基調講演	<ol style="list-style-type: none"> 1. 治療と仕事の両立支援とは (厚生労働省労働基準局 労働衛生部労働衛生課 主幹) 2. 両立支援の実際と肝疾患への応用 (仮) 立道 昌幸 (東海大学医学部 基礎診療学系衛生学公衆衛生学 教授) 3. 肝疾患診療連携拠点病院における両立支援の現状 (仮) 渡辺 崇夫 (愛知大学医学部附属病院 肝疾患診療連携センター 副センター長) 4. 職域における肝炎対策 (仮) 大場 寛之 (厚生労働省健康局 肝臓対策推進室長(健康局がん・疾病対策課肝臓対策推進室長)) 5. 職域肝炎ウイルス検査・陽性者に対する取り組みと課題 是永 匡紹 (国立国際医療研究センター 肝臓情報センター 肝疾患学専攻)
第二部 パネルディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援を進めて行くのは？ ・ 肝疾患にできることは？ (相談支援/連携強化・肝炎検査促進等)
終結	川上 憲人 (日本産業衛生学会理事長 東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学専攻精神保健学分野教授) 竹原 徹郎 (日本肝臓学会理事長 大阪大学大学院医学系研究科 消化器内科学教授)

※日本医師会認定産業医講習会(2単位申請中) ※日本産業衛生学会産業保健看護専門医認定講習会(申請中)

茨城県の就労支援を考える ワークショップ

肝疾患患者の就労支援をモデルとして

日時 1月17日(金) 14:00～16:00

会場 茨城県 県南生涯学習センター
土浦市大和町9-1 ウララビル5階

司会 池上 正 先生
東京医科大学茨城医療センター 消化器内科 教授

特別講演

職域における慢性肝疾患患者への対応 (仮)
立道 昌幸 先生
東海大学医学部基礎診療学系衛生学公衆衛生学 教授

事例紹介・ディスカッション

産業保健スタッフ、医療機関で就労支援に関わるスタッフ多数の参加をお待ちしています。

共催 茨城県産業保健総合支援センター
健保連保健師看護師連絡協議会
東京医科大学茨城医療センター

後援 茨城県

治療と仕事の両立支援とは？
一肝疾患からできること一

肝疾患（肝炎）を通じて理解できる両立支援の実際

東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学
立道昌幸

1

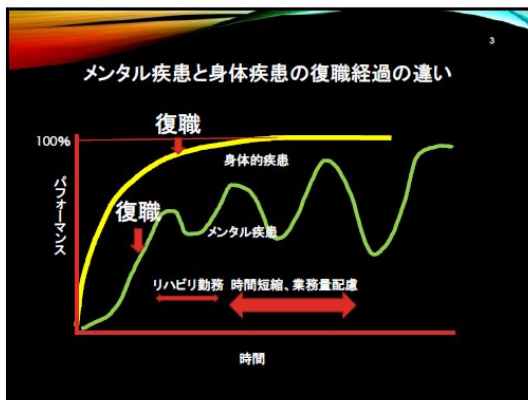
これまでの、安全衛生法の視点

事業者による労働者の健康確保対策

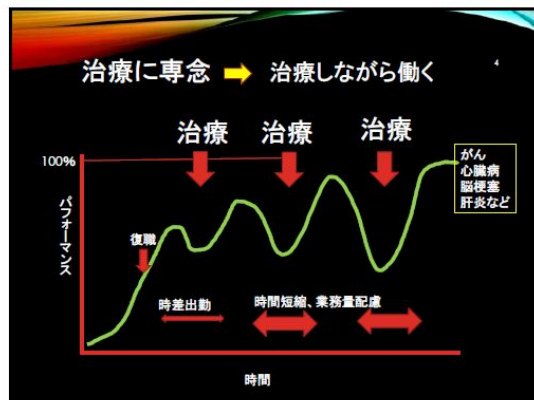
- 健康診断結果に基づく就業上の措置
 - 就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など
- 心臓、腎臓、肺などの疾患で労働のため病勢が著しく増悪する恐れのある者（労働安全衛生法68条、安衛則61条）
 - 病者の就業禁止！

労働者の疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り禁止する趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものである。

2



3



4

しかし、そう簡単ではない！

業績評価はどうする？
働けない分の給料は？
他の人の業務負担は？
就業規則は？

5

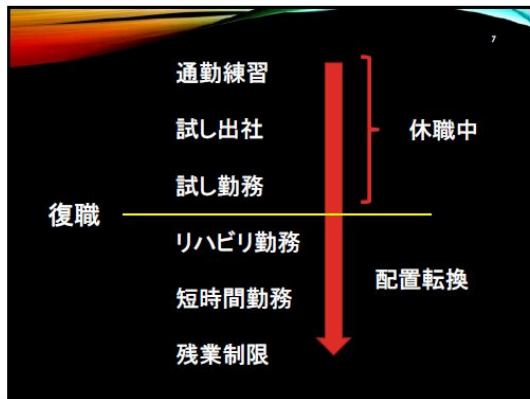
なぜ、会社はメンタルには寛容で、身体疾患には厳しいのか？

休職の70-80%はメンタル関連

身体疾患は、私傷病であり事業主の責任はない！
メンタル障害は、会社にも原因があるのではないかと
精神疾患対応規定の策定が進む

この20年でメンタルに対する対応については、ほぼコンセンサスが得られた！

6



7

治療と仕事の両立の課題

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

平成28年2月
厚生労働省

治療中の人を働かす
↓
安全配慮義務はどこまで??

会社はどこまで、社員の健康に責任を持つのか?

8

安全配慮義務

労働契約法第5条

「使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、**必要な配慮**をするものとする」

安全 → 健康

働かすことによって、病態が悪くなったらどうする！

9

事業主が責任が問われる条件

1. 予見の可能性 (損害の発生が予見出来ること)
2. 結果回避義務を果たさなかった
3. 因果関係があること

10

会社が責任を問われる場合

安全配慮義務

予見可能性	社員の心身の健康が害することを会社が予測できたか可能性
結果回避性	事業者が回避できた可能性があったかどうか

病気の再発、進行、悪化は、事業主は予測不能
ただし、治療の副作用によるパフォーマンス低下による事故は回避可能のため配慮が必要

11

13

例えば、がん治療中の社員の安全配慮義務は？

↓

各個人やがんの種類、治療方法で全く異なる！
個性が高すぎて、なかなか理解しにくい

どこまで、医学的に何が起こるか「予見」できる？

回避は可能か？

↓

なかなか想定がつかない！

13

14

疲労感がつよくふらふらする

↓

高所作業をさせ、注意散漫のため落下

↓

労災事故

これは、事業主責任が問われる

14

15

どんな症状があれば、何の
配慮をいつまでしたらよい
かわからない！！

↓

どこまでの配慮が、安全配慮義務？？

15

16

治療中に出現する症状	配慮
疲労感	時差出勤 残業制限 時間短縮 出張制限 交替性勤務の解除 事務作業への転換 作業時間の短縮
どんな疲労感なのか客観的な 評価が必要	
難しい！！	会社の制度に照らし合わせる

16

17

適切な就業上の措置

- 労働時間の短縮
- 深夜業の回数の減少など
- 就業場所の変更
- 作業の転換
- 職位の変更

適切な治療の確保！

- 時間単位の年次有給休暇
- 疾病休暇・病氣休暇
- 時差出勤
- 短時間勤務制度
- 在宅勤務(テレワーク)
- 試し出勤制度

会社毎の固有の制度の適応

↓

制度内での運用
ルールを適正化

17

18

治療による

↓

症状 → どんな配慮

できる配慮・必要な配慮
できない配慮

いつまで？

↓

会社-本人-治療者

合意形成

18

つまり、いきなり、がんや難病など個別性の高い事例で検討することは社内でも理解しにくい

↓

やさしい事例とは？

症状が客観的
予見性が高い
期間が限定されている
配慮がしやすい

やさしい事例から取り組んでいく


19

肝疾患における両立支援とは、

「肝機能を悪化させる」ことなく、仕事と治療の両方が行えるように仕事の内容、質、量について配慮すること

↓

配慮の方法が分かりやすい
個性が少ない
予見性が高い！



20

配慮する内容は、産業医が考える

↓

産業医の職務である！

21

事業主・産業医・その他産業保健関係者の皆様へ

働き方改革関連法により
2019年4月1日から
「産業医・産業保健機能」と
「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます

Part1 産業医・産業保健機能の強化

Chapter1 産業医の活動環境の整備

Section1 産業医の独立性・中立性の強化

Point1 産業医の独立性・中立性の強化 1
Point2 産業医の知識・能力の継続向上 1
Point3 産業医の兼任・兼任時の厚生委員会等への報告 1

Section2 産業医への権限・情報提供の充実・強化

Point1 産業医の権限の具体化 2
Point2 産業医等に対する労働者の健康相談等に必要情報の提供 2
Point3 産業医が勤務しようとする事業場に対する健康相談の受付け、産業医からの勤務を受けたときの勤務の記録・保存 3

Section3 産業医の活動と厚生委員会等との関係の強化

Point1 産業医の勤務を受けたときの厚生委員会等への報告 3
Point2 産業医による厚生委員会等に対する健康相談の受付け 4
Point3 安全委員会、衛生委員会等の意見等の記録・保存 4

22

働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について
(報告) (事務局案)

平成29年3月28日に安倍内閣総理大臣を議長とする働き方改革実現会議

治療と仕事の両立支援に当たっての産業医の役割の重要性に鑑み、治療と仕事の両立支援に係る産業医の能力向上や相談支援機能の強化など産業医・産業保健機能の強化を図る。




23

問題は産業医がいない、機能していない事業所！！

↓

拠点病院
両立支援コーディネーター
地域産業保健センター
労災病院

24

ウイルス肝炎 適切な就業上の配慮

無症候期
AST,ALT異常 DAA
肝硬変代償期
肝硬変非代償期
肝癌併発期

不要？

時間外労働制限の必要性？
灼熱環境下での労働？
肝毒性のある物質の取り扱い？
海外出張の可否？
営業職？

交替制勤務？
一人夜勤？
国内出張？

職種・職位？
労働時間の短縮？
通勤時間・手段の考慮？

25

**肝炎をモデルに、
両立支援を考えると理解しやすい！**

26

仕事と治療の「両立支援」のための
働く人の肝炎検査と治療ガイド

働きながら
肝炎を治す
早期発見が肝心！
肝炎は治る病気です

27

仕事と治療の「両立支援」のための
働く人の肝炎検査と治療ガイド

仕事と治療 仕事をしながら治療を受けるために

肝炎治療①
B型肝炎治療-1 (核酸アナログ)

28

両立支援を進めるためには

事業場における治療と職業生活の
両立支援のためのガイドライン

平成20年2月
厚生労働省

29

5 両立支援の進め方

治療と職業生活の両立支援は以下の流れで進めることが望ましい。

- ①両立支援を必要とする労働者が、支援に必要な情報を収集して事業主に提出(以下の(2)を参照)
労働者からの情報が不十分な場合、産業医および労働衛生担当、労働衛生調査員等と主治医から
情報収集することも可能(以下の(3)を参照)
- ②事業主が、産業医等に対して収集した情報を提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮
に関する事業主等の意見を聴取(以下の(4)を参照)
- ③事業主が、主治医及び産業医等の意見を聴取し、就業継続の可否を判断(以下の(5)アを参照)
- ④事業主が労働者の就業継続が可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施時期等
を事業主が検討・決定し、実施(以下の(5)イを参照)
- ⑤事業主が労働者の長期的休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応・休業中のフォローアップを事業主
が行うとともに、主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の期間の意見等を総合的に勘案し、職場
復帰の可否を事業者が判断した上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施事項等
を事業者が検討・決定し、実施(以下の(5)ウを参照)

つまり、本人が申告して事業主が決める

30



31

まずは、メッセージの発信

↓

事業主からのメッセージ！
 日々の広報！
 (安全)衛生委員会等での議論！
 産業医等への**相談窓口**の整備

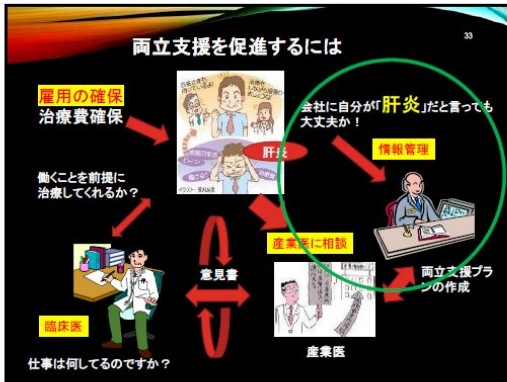
↓

日々の**産業保健活動**が、両立支援へ

両立支援ができない事業所 → 産業保健が機能していない！

両立支援ができる事業所 → 職場環境がよく生産性も上がる

32



33

会社に自分が「**肝炎**」だと言っても大丈夫か！

肝炎に対する偏見、誤解を無くす

↑

社員への健康教育、情報管理の徹底

↓

会社での**肝炎検査の推進**するとこれらの問題が解決する

34

安心して社員が両立支援を受けるためには？

↓

社内情報管理の徹底

誰が、どこまでの情報を取り扱うか！
 事前に決めておく！！！！

がんだと知れたら降格や解雇になるかもしれない！

35

これまでも色々な通達が出された

36

平成14年「肝炎対策への協力について(基発第0621007号)」(抄)

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について(依頼)

労働者が自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることを肝炎対策として進めるため、労働安全衛生法(以下、安衛法)に基づく健康診断に際して、**労働者に対する自発的な肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うよう、下記の周知を事業者に依頼**

1. 安衛法に基づく健康診断に際して健診機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して、必要な便宜とご配慮をお願いしたいこと。
2. 検査は労働者の個別の同意に基づいて実施し、結果は医療機関から直接本人に通知すること、**本人の同意なく本人以外の者が検査受診の有無や結果を知ることのないよう、十分配慮をお願いしたいこと。**

37

平成16年「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について(基発第1208001号)」(抄)

肝炎ウイルス検査を受診できるよう配慮すること

早期に適切な治療を行うため労働者が希望する場合、様々な職種での健康診断等の際に肝炎ウイルスの検査を受診することや、自治体等の検査等を受診できるよう配慮すること。

雇用管理を適切に行うこと

採用に際しては、合理的かつ客観的の必要性がある場合を除き、**検査を行わないこと**。症状がなく肝機能も正常であれば特種の就業上の配慮の必要はなく、症状がみられる場合は、他の疾患と同様に、産業医等と相談の上合理的な就業上の配慮が必要

ウイルス性肝炎に関する情報の適正な取扱いがより一層推進されることとなるよう、以下を事業所団体等に通知

38

平成20年「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について(基発第0401026号)」(抄)

平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される時期に合わせて、改めて、**早期発見・治療の必要性の周知、検査の受診勧奨、受診機会拡大のための配慮、プライバシー保護への配慮について、協力を要請**

平成23年「職場におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について(基発0728第1号)」(抄)


肝炎対策基本指針の公表に合わせ、労働者への検査受診の意義の周知と受診勧奨、受診機会拡大のための配慮、プライバシーの保護、加療や副作用で就労できない労働者に対する配慮、**採用選考時の差別がないよう、正しい知識の普及等について、事業者に理解と協力を要請**

39

改正労働安全衛生法のポイント

安衛法の改正点

- ・ 労働時間の状況の把握
- ・ 面接指導
- ・ 産業医・産業保健機能の強化
- ・ 法令等の周知の方法
- ・ **心身の状態に関する情報の取扱い**



40

新安衛法104条、98条の3の新設

労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

健康、面接指導、ストレスチェック後高経路等には、労働者にとって機微な情報も含まれています。

心身の状態に関する情報の取扱い (新安衛法104条、98条の3の新設)

労働者が採用選考において本人の心身の状態に関する情報を提供すること、健康診断を受けること等を行うため、労働者の心身の状態に関する情報を収集等するに当たって、健康診断に必要は範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集することについては、あらかじめ労働者に説明する必要があります。

事業者

● 情報を適切に管理するために選考プロセスに関する設計を公表しました。設計に基づき事業者が講ずべき措置の取扱い内容については、改めて通知する予定です。

41

事業場における労働者の健康情報等の取扱い規程を策定するための手引き

2019年3月

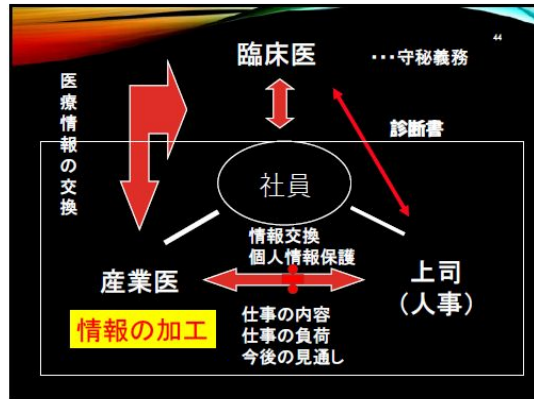
厚生労働省

42

健康情報等の例

- 健康診断の結果、医師等から聴取した意見、それに基づく事後措置、保健指導の内容
- 長時間労働者への医師による面接指導の結果、医師から聴取した意見、事後措置の内容
- ストレスチェックの結果、それに基づく医師による面接指導の結果、医師から聴取した意見、それに基づく事後措置の内容
- 健康相談の結果
- がん検診の結果
- 養老介護のための相談の結果
- 労務上・仕事の両立支援等のための医師の意見書
- 通院状況等医療経過のための情報
- 産業保健関連従事者が労働者の健康面等を巡りて得た情報
- 上記のほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康に関する情報 等

43



44

職場で誰が、どこまでの情報に触れることができるか明らかにしておく

病名などの機微な個人情報、加工してプライバシーを守る

社員が安心して、肝炎検査を受けれるし、両立支援をうけることができる

45

社内での健康情報が取りあつかえる範囲を規定する

開示範囲	産業医、 看護職	産業保健 業務従事者	衛生管理者 労務担当者	人事 上司
① 健診結果	○	○	○	○
② 法定外健診結果 (肝炎、がん検診)	○	○	▲	×
③ 診断書	○	○	○	▲
④ 主治医意見書	○	○	▲	▲
⑤ 両立支援プラン	○	○	○	○
⑥ 産業医意見書	○	○	○	○
⑦ ストレスチェック	○	▲	×	×

○ アクセス可能 △ 事業所により可能 × アクセス不可能

46

復職について

1. 復職は、本人の強い意志があるか？
がんへの罹患は、人生観を変える
2. 復職は、働ける状態であるか？
疲労感(>75%)、日常生活に支障がない
生活のリズムが安定している。睡眠の安定
3. 安全に通勤できるか？
4. 他の症状について、対応可能か？

47

産業医による両立支援プランの策定

社内制度の確認
職場の受け入れ確認
どこまで、スタッフに情報を共有するか？

項目	確認事項	確認結果	対応
就業規則	就業規則に記載の事項を確認する。就業規則に記載されていない事項を確認する。		
労務管理	労務管理に携わっている職員に就業規則を確認してもらう。		
健康診断	健康診断の結果に基づき、両立支援プランを策定する。		
診断書	診断書に基づき、両立支援プランを策定する。		
産業医意見書	産業医意見書に基づき、両立支援プランを策定する。		
両立支援プラン	両立支援プランに基づき、両立支援を実施する。		
その他	その他確認事項を確認する。		

48

よく起こる職場での問題

病状ついて、本人と周囲との認識とズレが生じている

↓ 疾病性と事例性の理解

本人の希望を尊重しすぎると職場の負担感が大きくなる

↓ 周囲のサポートによる業務負担
どのように接して良いか、精神的な負担

他の労働者との不調和

↓ 孤立化

何故、彼/彼女だけ優遇されるのか？
社内制度の運用について、十分周知、理解が必要

49

疾病性と事例性の理解

事例性・・・「仕事ができない」「勤務状況が悪い」「仕事がいいかげんだ」「周囲とのトラブルが多い」など実際に呈示される**客観的事実**

↓ 主治医
産業医
両立支援コーディネーター

疾病性・・・病気が原因で起こる症状

疾病性がわかれば、事例性が理解できる！！！！

医療職(産業医)に相談

50

部署、周囲のスタッフの理解！！

誰にどこまで、伝えるか？
スタッフにがんとか病名を伝えるべきか？

↓

どうやったら、スタッフが理解してもらえるか 討論お願いします。

社内制度を作る？ 現行制度での運用ですか？

51

両立支援を促進する3つのポイント

1. 一次予防・・・肝炎に罹らない

肝炎に対する正しい知識の普及、啓発

↓

2. 二次予防・・・肝炎を早期発見、早期治療

会社で**肝炎検査**をどうする？
一生に一回でよい！

↓

3. 三次予防・・・復職の支援、**両立支援**

52

3つの予防活動

1. 一次予防・・・がんに罹らない

喫煙対策、受動喫煙対策
生活習慣の改善
ピロリ菌、肝炎検査の実施

2. 二次予防・・・がんを早期発見、早期治療

会社で**がん検診**をどうする？

科学的根拠のあるがん検診の実施と精度管理
職場でのがん検診マニュアルの活用

3. 三次予防・・・**がんの治療と仕事の両立**

53

まとめ

1. 両立支援は、社員の申告から始まる！
申告しやすい、広報、窓口、情報管理体制必要
(事業主のメッセージ+臨床医、会社の協力)

2. その疾患への正確な理解が必要
情報提供、健康教育・・・産業医の協力

3. 一予防、二次予防があってはじめて三次予防が成立する・・・会社・産業医・健保の協力

4. 肝炎は、疾患の個別性が低く、両立支援の諸問題(安全配慮)を考えるのによりモデル

54